

項目	チェック欄
<p>車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。</p> <p>1 再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合には、不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書及び再エネ電力由来Jクレジット又はいずれか一方）の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行うものであること。</p>	
<p>2 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること。</p>	
<p>3 経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下、「CEV補助金」という。）」の「補助対象車両一覧」の銘柄であること。</p>	
<p>4 CEV補助金その他補助金と併用しないこと。</p>	
<p>5 個人が自ら使用し、又は市内にある事業所等の事業の用に供するために購入若しくは貸付けるものであること。</p>	
<p>中小企業等の場合のみ</p> <p><b>【リース契約の場合】</b></p> <p>リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>6</p>	

## チェックリスト＜充放電設備＞

項目	チェック欄
<p>1 本補助金事業で導入した車載型蓄電池の付帯設備であること。</p>	
<p>2 車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。</p> <p>再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合には、不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書及び再エネ電力由来Jクレジット又はいずれか一方）の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行うものであること。</p>	
<p>3 CEV補助金の交付対象となる銘柄であること。</p>	
<p>4 CEV補助金その他補助金と併用しないこと。</p>	
<p>5 市内の住宅又は住宅の敷地又は事業所等又は事業所等の敷地に設置されるものであること。</p>	
<p>中小企業等の場合のみ</p> <p><b>【PPAの場合】</b></p> <p>PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>6 <b>【リース契約の場合】</b></p> <p>リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p>	